

令和 8 年度岡山市部活動地域展開支援業務委託仕様書

1 目的

岡山市の部活動地域展開がスムーズに行われるよう以下の内容を支援することを目的とする。

- (1) 地域クラブ活動における保護者との連絡体制の構築に当たり、生徒の安全性の向上、保護者の利便性の向上、正確かつ迅速な情報共有を図り、継続的かつ安全・安心な地域クラブ活動を行うことを目的として、生徒の出欠管理や保護者との連絡機能を有した支援アプリケーション（以下「連絡・管理ツール」とする。）を提供する。
- (2) 部活動地域展開における地域クラブ等に参加または参加を希望する指導者および指導希望者（受講者という）の指導力を担保するため、オンデマンド型での研修動画視聴および理解度テスト受験が可能な Web システム（以下「研修動画システム」とする。）を提供する。
- (3) 上記に係る利用方法の説明やアプリ機能等を活用した運用方法の提案、データ活用による運営支援、継続的なサポート・検証等を行う。

2 業務名

令和 8 年度岡山市部活動地域展開支援業務委託

3 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 ライセンス数、システムリリース日等

- (1) 連絡・管理ツールについて
 - ① 以下の人数が使用できるライセンス数を調達すること。
 - ア 岡山市担当者（全体管理者） 若干名
 - イ 岡山市内の部活動または地域クラブ活動に参加する生徒 600 人
 - ウ 岡山市内の部活動または地域クラブ活動の指導者等 250 人
 - ② 契約後 5 営業日以内に利用開始とする。
- (2) 研修動画システムについて
 - ① ユーザーは上記ア及びウとする。
 - ② 契約後 5 営業日以内に利用開始とする。

5 委託業務内容

委託業務の内容は次のとおりとし、本仕様書の内容以外に効果的な方策や取組があれば、積極的に提案すること。（ただし、業務委託料内で実行可能なものに限る。）

(1) 地域クラブ活動連絡・管理ツールの提供

ア 基本要件

- 稼働期間中、安定した利用が可能であること。
- 情報漏洩防止のため、保護者の登録メールアドレスや電話番号などの連絡先情報が、統括管理者の権限を有しない指導者の権限からは閲覧できない仕様となっていること。
- 一般的なスマートフォン・タブレット端末（Android、iOS）のブラウザで利用可能であること。
- 利用者のスマートフォン・タブレット端末へインストールができるアプリケーションを提供していること。
- 利用者のスマートフォン・タブレット端末の位置情報を取得しない仕様であること。
- 利用する生徒、保護者の個人情報を必要以上に取得しない工夫をしていること。具体的に、利用する生徒・保護者の住所、生年月日、電話番号、SNS アカウントの取得なしで利用できること。
- 運動部・文化部問わず、どの地域クラブ活動でも活用できる仕様であること。
- 自治体・学校が、外部指導者や地域クラブとの連携ツールとして利用できる設計であること。
- 外部指導者は、加入しているクラブ以外の情報を見ることができない設計であること。

イ 権限

以下の権限区分を有すること。詳細機能は別紙「機能要件書」を参照。

- A 統括者（岡山市）
- B 管理者（顧問を含む）・指導者（受入団体）
- C メンバー（生徒・保護者）

ウ 機能

連絡・管理ツールの機能については、別紙「機能要件書」に定める要件を基本とし、詳細については委託者と十分に協議すること。

(2) 研修動画システムの提供

ア 基本要件

- 岡山市のホームページ上ではなく、独立したシステムとして開設すること。
- 以下の環境に対応していること
 - 対応 OS：Windows、Mac、iOS、Android
 - 対応ブラウザ：Chrome、Safari、Microsoft Edge
 - アプリ形式：Web アプリケーション

- 契約後5営業日以内に利用開始が可能であること。
- 24時間365日サービス提供が可能であること。ただし、システムメンテナンス等により運用停止が必要となる場合は、事前に通知やお知らせを行うこと。

イ 権限

以下の権限区分を有すること。

- 管理アカウント（岡山市）
- 一般ユーザー（受講者）

ウ 機能

別紙「機能要件書」のうち「研修動画システム」の項目をすべて満たすこと。

エ 動画コンテンツおよびテスト

テーマは以下の通りとすること。

1. 指導者の役割と心構え
2. スポーツ・文化芸術活動の意義、仲間の大切さ
3. 安全管理のための活動計画立案と施設・用具の管理
4. 主体的な態度を育む目標の設定、評価やフィードバック
5. コンプライアンスの徹底、体罰ハラスメント及び不適切行為の根絶
6. 救急措置・事故対応
7. 中学生時期の心身の発育発達
8. 学校と地域の連携
9. 女子生徒の健康課題への配慮
10. 保護者等への対応

6 セキュリティ要件

- (1) 受託者は本業務を実施する部門においてISO27001（ISMS）適合性評価制度の認証を保有すること。個人情報の保護や各種法令遵守を徹底するほか、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- (2) サービスは日本国内のデータセンターで稼働しているクラウドサービスで提供すること。
- (3) 読取用端末及びブラウザとサーバ間のアクセスに関しては、SSL/TLSで通信が暗号化されていること。
- (4) セキュリティに万全を期すこととし、サーバ障害・不正アクセス等への必要な対策を講じること。
- (5) 連絡・管理ツールに係るセキュリティ及び個人情報保護の取り扱いについては、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、個人情報の保護に関する法律等の関連法規、岡山市が規定する関連法規等を遵守し、適切に実施すること。
- (6) データセンターは耐震もしくは免震構造の建物とし、その他火災・停電・漏電等の災

害対策を行っている建物であること。

7 導入・運用支援

- (1) 契約締結後に、各学校の学校管理者や教員等へ連絡・管理ツールの活用方法について手順書の作成やオンライン会議ツール等を用いて周知するとともに、速やかに生徒が利用できる環境を支援すること。
- (2) 導入に際しては、関係する教員や生徒に、操作について丁寧な説明を行うこと。また、導入後にも、ヘルプサポート窓口による電子メール・電話・オンライン会議ツール等でのトラブル対応や操作及びシステムの問い合わせの対応（電話又はメール）が平日9時～18時の時間帯で可能なこと。
- (3) 運用方針に合わせて、段階的な機能拡張が可能であること。
- (4) 新たに機能を拡張する場合は、その都度操作説明会等の支援を行うこと。
- (5) 新機能拡張の場合、追加費用が必要になる可能性があれば、受託者は委託者に事前に告知・協議すること。

8 管理運用及び保守

- (1) 自治体等の全体管理者からの問合せ窓口を設け、平日における問い合わせに対応すること。
- (2) 地域クラブ活動の増設等でアカウント追加等の対応が必要な場合は、柔軟に対応すること。
- (3) サーバの維持・管理を行うこと。
- (4) 万が一システムの停止が確認された場合、受託者は最大限の努力を払いシステムの復旧に努めること。
- (5) 受託者はシステム復旧後に原因の調査と対策を行い速やかに委託者へ報告を行うこと。
- (6) データのバックアップについては委託者と協議の上決定すること。データバックアップのポリシー（例：週1回フルバックアップ、日次差分バックアップ等）を示すこと。
- (7) ネットワークやサーバへの不正な侵入等を検知、遮断する仕組みを構築・維持すること。
- (8) 自治体からシステム利用方法などについての問い合わせに対して業務委託料内で可能な範囲でメール・電話・WEB会議等で対応を行うこと。
- (9) OS・ミドルウェア・ブラウザ等はサポート期限切れにならないよう、適切にパッチ適用及びシステム改修を実施すること。

9 委託業務の対象経費

本業務において認められる経費は次のとおりとすること。

- (1) システム利用費（ライセンス数で課金されるものとする。）
- (2) その他、委託者と受託者の間で合意のあった業務の作業費

1 0 事故報告

本業務の遂行において、予測できない事案、天変地異、事故や事件等が生じた場合若しくは生じるおそれがある場合は、速やかに委託者に報告し、必要な指示を得ること。

1 1 業務の確認

- (1) 委託者は、1 0 に規定する報告を受けた時は、速やかに履行状況を確認するとともに、必要に応じて現地確認を行うこととし、受託者は委託者からの求めによりこれに立ち会うこと。
- (2) 委託者が行った調査の結果、仕様書の内容を満たさない履行状況であると判断した場合には、委託者の指示に従い受託者は速やかに改善すること。

1 2 業務委託料の支払い等

受託者は、委託業務完了報告及び委託者による業務の確認の後、委託料の支払いを請求することができる。

1 3 成果物

納品物は以下のとおりとし、納入時期、部数、データ形式については、委託者との相談の上決定すること。

- 連絡・管理ツール利用環境（必要なチームアカウント、統括者アカウント等）
- 連絡・管理ツール利用者マニュアル（指導者・管理者用ならびに保護者用）
- オンデマンド研修動画
- 管理者アカウント情報

1 4 書類等の整備

受託者は、本業務の実績を明らかにする帳簿及び証拠書類を整備し、業務が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

1 5 業務の引継

受託者は、契約期間が終了するまでに後任の受託者への必要情報の引継ぎを行うこと。将来、別ベンダーのシステムを調達した時には、データ移行の際のデータ抽出など協力的に行うこと。

1 6 著作権の譲渡等

本業務に係る成果物の著作権等の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 成果物のうち本件プログラムの著作物について、本件プログラムに結合され又は組み込まれたもので受託者が従前から有していたプログラム（コンテンツ及びデータベースを含む。）の著作権及び受託者が本業務の実施中新たに作成したプログラム（コンテンツ及びデータベースを含む。）の著作権は受託者に留保されるものとする。但し、委託者が独自のカスタマイズとして変更を行った箇所において、本業務の受託者は、著作権法第21条（複製権）、第26条の2（譲渡権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利及びその他の知的財産権は、すべて委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 委託者は本契約に基づき利用する限りにおいて、受託者に留保されている著作物等を自由に利用することができる。但し、本件プログラムを他の事業者にも共有・譲渡する場合は受託者と合意の上で行うものとする。
- (3) 納入物のうちドキュメントの著作物については次の定めに従い、取り扱うものとする。受託者が従前から有していたドキュメントの著作権及び受託者が本業務の実施において新たに単独で著作したドキュメントの著作権は、受託者に留保されるものとし、委託者は、本契約に基づき本件ソフトウェアを自己利用するために必要な範囲でこれら著作権法に従って利用できる。委託者及び受託者が本件業務遂行において共同で著作したドキュメントの著作権は、委託者と受託者の共有（持分均等）とし、委託者及び受託者は相手方の同意等を要することなく、著作権法に基づき自ら利用し、第三者に対し利用を許諾することができる。但し、その持分を第三者へ譲渡し又は質権の目的とする場合及び当該共同著作権の行使をする場合は、相手方と事前に協議の上、書面によるその同意を要するものとする。
- (4) 成果物について、受託者その他第三者が著作者人格権、実演家人格権、その他の人格的権利を有する場合には、委託者及び委託者の指定する第三者に対して当該権利を行使せず、また第三者が行使しないよう措置するものとする。
- (5) 第三者の著作権、肖像権その他すべての権利についての交渉、処理は委託者が行うものとする。

1.7 登録された情報についての留意事項

- (1) 連絡・管理ツールに係るセキュリティ及び個人情報保護の取り扱いについては、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、個人情報の保護に関する法律等の関連法規、岡山市が規定する関連法規等を遵守し、適切に実施すること。
- (2) 受託者が提供する各成果物へ登録された登録者情報の利用範囲については、登録時に本人から許諾を取得するものとする。利用範囲が拡張される場合は委託者または受託者から登録者に適切な形で通知または許諾の取得を行うものとする。

- (3) 前項の許諾の取得は、登録者が、受託者が提供する各成果物への情報登録時に、受託者が定める利用規約に基づいて利用登録することにより行われるものとする。
- (4) 受託者が提供する各成果物に登録された登録者情報は、受託者と委託者が共同で管理・保有するものとする。委託者は登録者情報の利用に際して個人情報の保護、各種法令遵守および受託者が登録者との間で定める利用規約遵守の徹底を図る。

1 8 その他事業実施に当たっての留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、委託者と綿密に協議又は打合せを行うとともに、委託者の指示に従い誠実に業務を進めるものとする。なお、協議又は打合せは、委託者の求めに応じて実施するものとし、場所については委託者の指示に従うものとする。協議又は打合せの内容については、その都度、受託者が書面に記録し、相互に確認すること。
- (2) 本業務の実施に際しては、変更が生じる可能性があるが、その場合も柔軟に対応することとし、委託者が求める事項は最大限実現できるよう努めること。
- (3) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承認を得ること。
- (4) 受託者は、本業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。しかし、自らが行うより高い効果が見込めると委託者が判断する場合にはこの限りでない。
- (5) 業務に関連して委託者が資料作成を求める場合は、紙媒体及びデータで提出すること。作成部数、データ形式等に関しては、委託者の指示に従うこと。
- (6) 委託者は、受託者の委託業務の処理状況について調査し、または受託者に対し必要な資料等の提出を求めることができるとともに、委託業務の処理について、受託者に意見を述べるができるものとする。
- (7) 提供の過程で、随時会議の場を設けること。会議は、委託者あるいは受託者の要請により、委託者指定の場所またはWEB会議で行うこと。
- (8) 工程に遅延が発生した場合に、リカバリ手段を定例会等で委託者に報告すること。
- (9) 契約終了時にデータ消去と消去したことを証する書面等を提出すること。
- (10) 本仕様書に疑義が生じたとき又は本仕様書に定めのない事項についてはその都度、受託者と委託者が協議してこれを定めること。